**業 務 委 託 仕 様 書**

１　業務の概要

1. **業務名**

学生スタートアッププログラム推進業務（以下「本業務」という。）

1. **目　的**

中学生、高校生等の若年層を対象として、各世代の学力レベルや対象者個々の目標に応じたアントレプレナーシップ（起業家精神）教育プログラムを提供し、プログラム卒業後についても、受講生同士のネットワーク構築や情報交換、起業支援を行う体制を整え、継続的なサポートを行うことで、既存の枠に捉われない新しいアイデアやビジネスの創出や町内の魅力や課題を発見し価値創造・課題解決できる人材の育成を図ることを目的とする。

**⑶　重要業績評価指標（KPI）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ＫＰＩ（単位） | 令和７年度増加分 | 令和８年度増加分 | 令和９年度増加分 | 累計 |
| プログラム受講者から生まれた起業者数（人） | ３ | ５ | ７ | １５ |
| プログラム受講者から生まれた新規事業創出件数（件） | ３ | ５ | ７ | １５ |

**⑷　履行期間**

契約締結日から令和８年３月23日(月)まで

２　業務内容

業務内容は、受託者が行う以下の業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会で、受託者が独自に企画提案した内容を本業務に反映するものとする。

**⑴　業務の基本方針**

本業務は、業務の目的を達成するため、テーマ、対象者、対象者のスキル等に応じたプログラムを企画するとともに、受講者の募集をはじめとした広報業務、運営、フォローアップ等、セミナー開催に係る一連の業務を本町と連携しながら行うこととする。また、当町では初の取り組みであることから、機運醸成を図ることに重点を置き、広報活動や情報発信に努めることとする。

**⑵　業務内容**

令和７年度

　　ア．プログラムの企画、運営、実施

○　参加者の世代やニーズ等を調査したうえで最適なプログラムを提供する。

　○　想定しているプログラムは以下のとおりである。

アントレプレナーシップの基礎知識習得、アイデア創出ワークショップ、事例研　究、ビジネスプランの基礎講座など

　イ．情報発信及び参加募集

○　事業開始初期は参加者が低調となることが予想されることから、機運醸成を図ることに重点を置き、大々的な広報活動を実施する。

令和８年度

ア．プログラムの企画、運営、実施

○　初年度に引き続きプログラムを提供し、それに加えて初年度からの参加者向けにレベルを上げたより実践的なプログラムを提供する。

○　想定している追加プログラムは以下のとおりである。

　　市場分析、ビジネスモデル立案、資金調達方法理解及び調達先模擬プレゼンテーションなど

　イ．情報発信及び参加募集

　　○　初年度に引き続き事業の広報活動の強化に取り組み、新規参加者確保を図る。

令和９年度

ア．プログラムの企画、運営、実施

○　過年度に引き続きプログラムを提供し、それに加えて初年度、２年度目からの参加者向けにレベルを上げたより実践的なプログラムを提供する。

　　○　想定している追加プログラムは以下のとおりである。

　　　　スタートアップビジネスコンテスト、専門家によるビジネスプランブラッシュアップ、実践的インターンシップなど

　イ．情報発信及び参加募集

　　○　過年度に引き続き事業の広報活動の強化に取り組み、新規参加者確保を図る。

３　成果品

**⑴　納入する成果品、納入部数**

業務完了後に速やかに下記の成果品を納入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 成果品 | 納入部数 |
| 1 | 業務成果報告書及び関係書類 | 紙媒体1 部電子記録媒体（DVD等）1 部 |
| 2 | プログラムの録画動画（※YouTube等での限定配信が可能な状態で納入すること） | 電子記録媒体1 式 |

**⑵　納入場所**

洋野町特定政策推進室

**⑶　成果品の管理と権利の帰属等**

ア　本業務により制作された成果品に関する所有権、著作権、その他の権利は、業務　委託料が受託者に支払われた段階で全て本町に帰属するものとする。

イ　成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、本町及び本町の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。

ウ　成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。

エ　本町は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

４　その他

⑴ 本業務の履行に当たっては、条例、規則、関係法令を遵守すること。

⑵ 本業務の実施に伴い取得した個人情報や業務上知り得た情報を本業務以外で利用しないこと。

⑶ 本業務以外の業務（特定の商品販売や販売の斡旋等）への勧誘を行う等、趣旨を逸脱する行動を行わないこと。

⑷ 地域住民や企業等との間で発生したトラブルについては、受託者が責任をもって対処すること。

⑸ 本業務は、国の「第２世代交付金」を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、本業務が完了した日の属する本町の会計年度終了後、本業務に係る一切の書類を5年間保管すること。

⑹ 本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。また、受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を本町に対して文書で報告しなければならない。

⑺ 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、事業目的の達成のため必要と認められる事項であると判断した場合には、本書に記載されていない事項であっても、協議のうえ契約金額の範囲内で当該事項を実施するものとする。

⑻ その他、本仕様書に定めのない事項については、本町と受託者が協議のうえ決定するものとする。